

適格機関投資家特例業務 改正の方向性について

2014年11月21日

金融審議会「投資運用等に関するワーキンググループ」

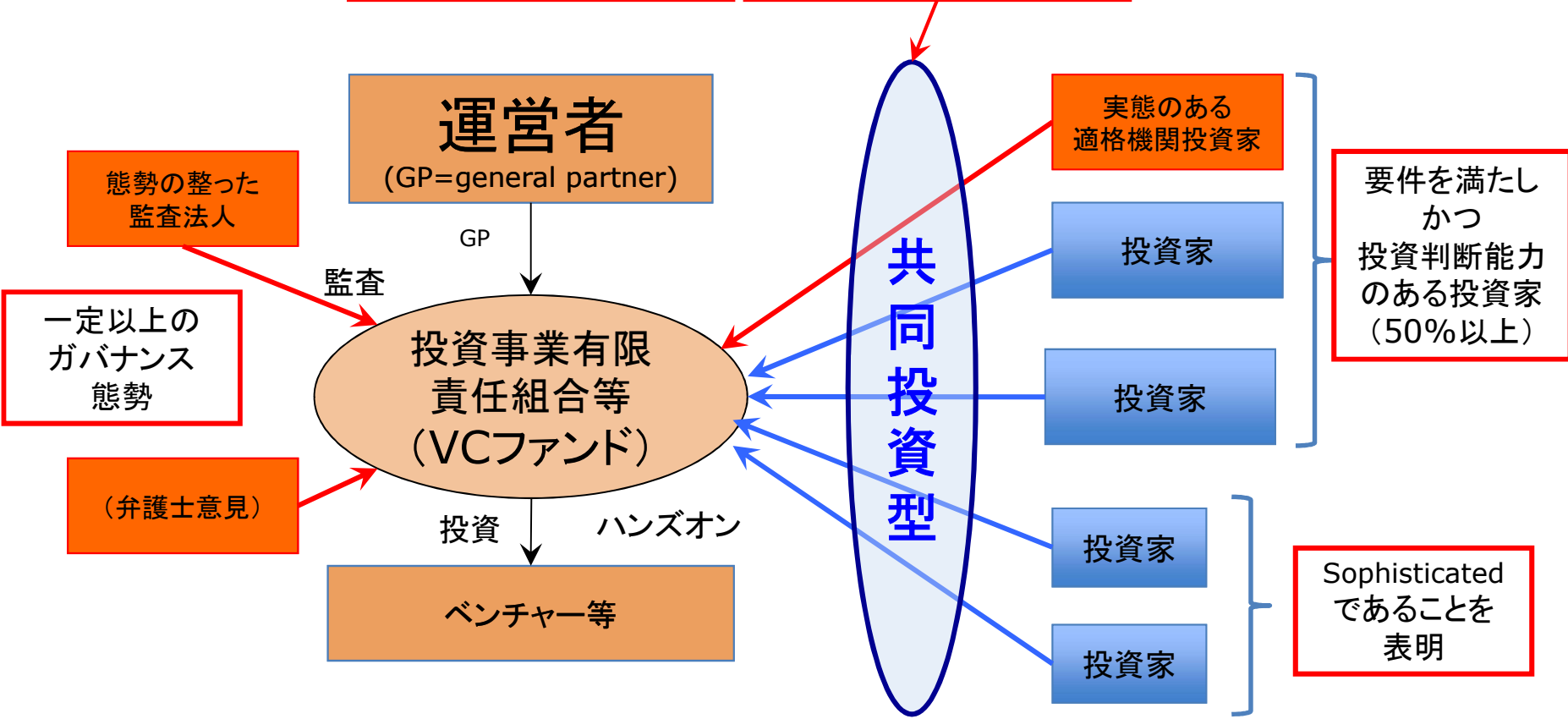
メンバー

磯崎 哲也

改正案 (Accreditedでない投資家を含む場合)

契約書への
リスク等の
表示

投資家同士が
お互いに連絡を
取れる契約に限る



「Accredited」でない投資家を受入れるための より厳しい要件

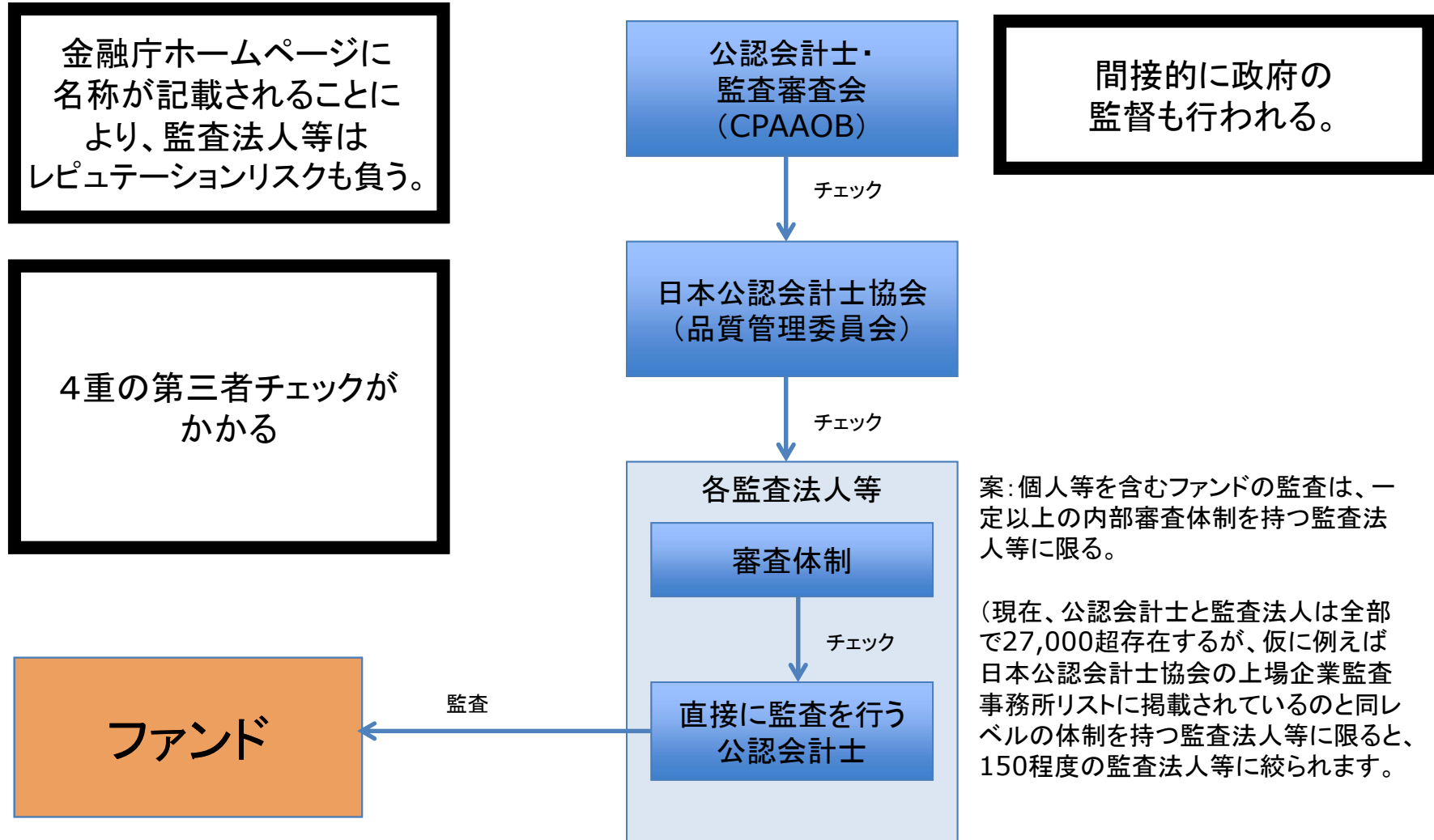
再掲(一部修正)

- 金額で5割以上の投資家が形式的要件を満たす
(「マッチング方式」)。
- 契約書に組合員全員の名称が記載されている。
(「共同事業型」に限る。)
- LPS法の目的(株式等への投資)の事業を行う。
- 一定以上のガバナンス態勢(開示、集会その他)
- 一定の要件を満たす監査法人の監査を受けている。
- 監査法人の名称を、金融庁HPで公開。

会計監査と投資家の判断能力の関係

- 監査法人等が行う会計監査は、財務諸表等を対象とするものであり、直接にはファンドの投資家の投資判断能力を審査するものではない。
- ただし、会計監査は必ずしもファンドの活動のすべてをチェックできるわけではないので、相手が信用できない場合には監査は行えない。特に、適法性に配慮しないファンド運営者である場合には、監査は請け負えないことになる。
- 参考：
「監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。」
(「監査基準」第三 実施基準、基本原則3)

監査のガバナンス体制



監査の効果

- 監査法人等は、小さなファンドの監査をしても、あまり直接のメリットが無い。
(特に上場企業の監査をしている監査法人等であれば、そちらの仕事を棒に振る方が損。)
- 会計監査は投資家に直接責任を負っており、投資家から訴えられるリスクを有している。
(ファンドから独立性を有すると同時に「当事者」である。)
- 登録制度の審査と異なり、監査法人等は仕事を断れる。
- 今回出ている改善案(適格機関投資家となるLPSの実態化、共同事業形式の契約書等)で、ほとんどの悪徳ファンドは作りにくくなるはず。
- 結果として、こうした体制があれば、詐欺等の被害を実質的に防ぐことができると考えられる。